

公益社団法人高知県建築士会施行規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人高知県建築士会（以下「士会」という。）の定款の施行について必要な事項を定める。

(支部の設置)

第2条 定款第56条の規定に基づき、次のとおり支部を置きブロックを構成する。

支部名	ブロック名	区 域
室戸	安芸室戸ブロック	室戸市、東洋町
安芸		安芸市、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
香南	香長嶺北ブロック	香南市
香美		香美市
南国		南国市
嶺北		本山町、大豊町、土佐町、大川村
高知	高知ブロック	高知市、いの町
土佐	土佐高幡ブロック	土佐市
高吾北		日高村、佐川町、越知町、仁淀川町
須崎		須崎市、中土佐町、津野町、禰原町
四万十		四万十町
中村	幡多ブロック	四万十市、黒潮町
宿毛		宿毛市、大月町、三原村
土佐清水		土佐清水市

(支部の組織)

第3条 支部には支部長を置き、支部長は、支部の会員の中から選任する。

- 2 支部は、支部長を選任したときは、7日以内に会長に届け出るものとする。
- 3 支部は、支部会則を制定したときは、7日以内に会長に届け出るものとする。
- 4 支部は、事務所の位置、支部の会員数等に変動があったときは、速やかに会長に届け出るものとする。

- 5 支部の賛助会員の会費は、その20パーセントを本部に、80パーセントを支部に配分し、支部の活動を助成する。ただし、高知支部は除く。
- 6 支部は年度毎の収支を会長に報告しなければならない。
- 7 支部の会務の運営に必要な事項は、支部において定める。

(入会申込書)

第4条 定款第6条に定める入会申込書は、正会員及び準会員は別記第1号様式とし、賛助会員は別記第2号様式とする。

(退会届)

第5条 定款第9条に定める退会届は、別記第3号様式とする。

(理事候補者の推薦)

第6条 任期満了に伴う理事の選任を行う場合には、第2条に定める各ブロックは、あらかじめ理事会に対して、次に定める数の理事候補者を推薦することができる。なお、各ブロックの正会員数は、改選を行う事業年度の前年度末日をもって算定する。

- (1) 所属する正会員の数を70で除した数。
- (2) 前号により算出された数に1未満の端数が生じる場合には、その端数を切り上げるものとする。

(理事候補者の決定)

第7条 理事会は、任期満了に伴う理事選任の議案を社員総会に対して提出する場合には、前条の規定による各ブロックからの推薦結果を参考にする。また、これにより推薦された候補者の人数が定款第22条第1項第1号に規定する定数を超えるときは原則として高知ブロックから推薦された候補者の数により調整する。ただし、必要があると認めるときは、これによらないで議案の内容を定めることができる。

(理事の定年)

第8条 理事の選任は、年度末現在満65歳を超えないものとする。但し、継続理事は70歳までとする。

(相談役)

第9条 相談役は各号に該当する者のうち、理事会で推薦をされた者とする。

(1) 名誉会長を退任した者。

(2) 副会長を4期(8年)以上つとめて退任した者。

(委 任)

第10条 この規則に定めるもののほか、定款の施行について必要な事項は理事会の決議により定める。

(規則の改廃)

第11条 この規則の変更又は廃止は、理事会の決議により行う。

附則

1. 平成26年4月1日設立登記から施行